



島根県報

令和3年9月28日（火）

第 247 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の廃止	(農 業 経 営 課)	2
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	2
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	2

【公 告】

公共測量の終了	(技 術 管 理 課)	2
都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	3
都市計画変更の図書の縦覧（3件）	(")	3

【公企規程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	(企 業 局 総 務 課)	4
----------------------	---------------	---

【正 誤】

令和3年6月29日付け島根県報第221号中	(医 療 政 策 課)	13
-----------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第589号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）は廃止し、令和3年9月28日から施行する。

令和3年9月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第590号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年9月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

松江圏都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市乃白町、乃木福富町及び矢田町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第591号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和3年9月28日から施行する。

令和3年9月28日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中「第216号」を「第213号及び第216号」に改め、「第214号、第311号」の次に「第316号」を加え、「第316号」を「第312号、第316号、第711号、第715号」に改め、表出雲市の項中「第113号」を「第113号、第711号、第715号及び第716号」に、「第314号」を「第313号」に、「第118号」を「第118号、第316号」に、「313号」を「第313号」に改める。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年9月9日に終了した旨松江市中尾土地区画整理組合理事長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年9月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年7月5日から同年9月30日まで

3 作業地域

松江市下東川津町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月28日

島根県知事 丸山達也

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月28日

島根県知事 丸山達也

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月28日

島根県知事 丸山達也

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）特別用途地区

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月28日

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第8号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項を削る。

第36条の表以外の部分を次のように改める。

物品の区分は次表のとおりとする。

第36条の表備品類の項を削り、同表消耗品類の項中「50,000円」を「100,000円」に改める。

第41条第1項を次のように改める。

物品取扱主任は、貯蔵品から払い出されたもの及び貯蔵品とするもの以外の物品（以下「貯蔵品以外の物品」という。）のうち消耗品類及び原材料の受入れ及び払出しについては、消耗品類（原材料）受払簿（様式第48号）に記帳しなければならない。ただし、物品管理上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

第41条第3項を次のように改める。

- 3 物品取扱主任は、借用物品の受入れ及び払出しについては、借用物品受払簿（様式第51号）に記帳しなければならない。

第49条第1項第1号及び第2号中「備品類及び借用物品」を「物品」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 物品取扱主任は、借用物品及び物品管理者が別に指定する物品について、前項第1号及び第2号に定める職員を使用責任者記録簿（様式第52号）に記載しなければならない。

第51条の2第3項第1号中「分類、整理番号」を「区分」に改める。

第68条第2項中「第67条」を「前条」に改める。

別表第2表1 本局の帳簿の部中「物品受払簿（様式第41号）」及び「物品整理票（様式第46号）」を削り、「消耗品類（原材料）受払簿（様式第48号）」を借用物品受払簿（様式第51号）に改める。
使用責任者記録簿（様式第52号）」

別表第2表2 管理事務所の帳簿の部及び表3 建設事務所、開発事務所及び調査事務所の帳簿の部中「物品受払簿」「消耗品類（原材料）受払簿及び「物品整理票」を削り、「消耗品類（原材料）受払簿」を借用物品受払簿に改める。
使用責任者記録簿」

別表第3を削る。

様式目次中「様式第41号（別表第2）物品受払簿」を「様式第41号 削除」に、「様式第46号（別表第2）物品整理票」を「様式第46号 削除」に、「様式第47号（第45条）島根県企業局物品証票」を「様式第47号 削除」に、「様式第

「様式第50号（第87条）資金予算表

50号（第87条）資金予算表」を 様式第51号（第41条）借用物品受払簿 に改める。

様式第52号（第49条）使用責任者記録簿」

様式第14号中「山陰合同銀行県庁支店 ㊤」を「山陰合同銀行県庁支店 」に改める。

様式第25号（甲）及び同様式（乙）中「㊤」を削り、「物 品 を 物 品 に改める。
分 類」を 区 分」

様式第26号から様式第27号までを次のように改める。

様式第26号

保管転換払出 年 月 日	年 月 日	決 裁			担当者	物品取扱主任 確 認	出納員			担当者	出納員 確 認
		()									
保 管 転 換 調 書											
保管転換の 理 由							払 出 所 属		受 入 所 属		
会 計	区 分	取得年月日			品 名	規 格 品 質	数 量	単位の 呼 称	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
		年	月	日							
送付書発行年月日											

様式第26号の2

保管転換受入 年 月 日	年 月 日	決 裁			担当者	物品取扱主任 確 認	出納員			担当者	出納員 確 認
		()									
保 管 転 換 送 付 書											
物 品 管 理 者 () 長) 様						年 月 日					
						物 品 管 理 者 () 長)					
下記のとおり物品の保管転換をします。											
保管転換の 理 由							払 出 所 属		受 入 所 属		
会 計	区 分	取得年月日			品 名	規 格 品 質	数 量	単位の 呼 称	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
		年	月	日							

様式第26号の3

保 管 転 換 受 領 書											
								年 月 日			
出納員 様				出納員							
下記のとおり物品の保管転換をします。											
保管転換の理由								払出所属		受入所属	
会 計	区 分	取得年月日			品 名	規 格 品 質	数 量	単位の 呼 称	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
		年	月	日							
送付書受付年月日		年 月 日									

様式第27号

決定年月日	年 月 日	決 裁			担当者	物品取扱主任 確 認	出納員			担当者	出納員 確 認
		()									
不 用 品 決 定 ・ 処 分 調 書											
							所 属 名				
不用又は 再使用の 理 由				処分の 方 法				不用品処分 年 月 日			
会 計	区 分	不用品：取得年月日	品 名	規 格 品 質	数 量	単位の 呼 称	上段：台帳価額		備 考		
		再用品：振替年月日					単 価	金 額			
		年 月 日					(円)	(円)			
							-----	-----			
							-----	-----			
							-----	-----			
							-----	-----			
							-----	-----			

- 備考 1 不用品を廃棄する場合は、処分の方法欄に廃棄する理由を併せて記入すること。
 2 関係書類を添付すること。

様式第41号を次のように改める。

様式第41号 削除

様式第46号を次のように改める。

様式第46号 削除

様式第47号を次のように改める。

様式第47号 削除

様式第48号中「記帳者氏名・印」を「記帳者氏名」に改める。

様式第49号中「㊟」を削る。

様式第50号の次に次の2様式を加える。

様式第51号

借 用 物 品 受 払 簿

会計	区分	品 名	数量	規格・品質	取得価額 (評価額)	借入先	受 入 年月日	払出年月日		記 帳 者 氏 名	企業(分任) 出納員確認印
								使用	返還		

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の島根県企業局財務規程の規定により作成した用紙でこの規程の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

正**誤**

令和3年6月29日付け島根県報第221号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
19	上から4	附則様式、様式第1号	様式第1号